② 技術士〔総合技術監理部門(「電気電子一発送配変電」､「電気電子一電気応用」若しくは「電気電子一電気設備」)〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

③ ＲＣＣＭ〔「電力土木部門」、若しくは「電気電子部門」〕の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者

なお、※１のこれと同等の能力と経験を有する技術者とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。

④ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有するもの。

⑤ 学校教育法による高等学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有するもの。

２）照査技術者　照査技術者は、下記のいずれかに該当する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

① 技術士〔電気電子部門(「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※２）

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者

② 技術士〔総合技術監理部門(「電気電子一発送配変電」､「電気電子一電気応用」若しくは「電気電子一電気設備」)〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

③ ＲＣＣＭ〔「電力土木部門」、若しくは「電気電子部門」〕の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者

なお、※２のこれと同等の能力と経験を有する技術者とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。

④ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有するもの。

⑤ 学校教育法による高等学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有するもの。

⑺ 次に掲げる技術提案書を提出すること。

・本公告３に示す提案内容をすべて記載していること。

・提案内容が著しく不適当でないこと。

⑻ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」の提出期限の日から開札の日までの期間に､「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき､「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑼ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし､相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑽ 本公告１⑵に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　技術提案に関する事項

⑴ 技術提案については、下記の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、技術提案の提出が無かった場合、技術提案の内容が適当と認められなかった場合は、競争参加資格が無いものとする。

・総合的なコスト縮減

① 保証条件等「補修対応期間」

② 維持管理性「ＬＥＤモジュールの定格寿命、制御装置の期待寿命（基本照明)」

③ 維持管理性「ＬＥＤモジュールの定格寿命、制御装置の期待寿命（入口照明)」

④ 維持管理性「灯具数」

⑤ 維持管理性「全灯具の消費電力」

⑥ 維持管理性「維持管理に対する工夫」

・性能、機能の向上

⑦ 性能、機能の向上「均斉度（総合均斉度)」

⑧ 性能、機能の向上「均斉度（車線軸均斉度)」

・社会的要請への対応

⑨ 安全性「工事目的物に対する安全対策」

⑵ 技術提案資料の作成費用　技術提案書の作成、プレゼンテーション等に要する費用は、技術評価点数が100点満点のうち50点以上の者で、開札に参加し、落札者とならなかった者に100万円を支払うものとする。

４　総合評価に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価値に関する基準については、入札説明書によるものとする。

⑵ 総合評価技術提案　総合評価技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお､総合評価項目の提出が無かった場合、又は総合評価項目で１項目でも不可のある場合は、不適格とする。

⑶ 評価項目

・トンネル照明設備について、総合的なコスト縮減等

① 保証条件等「補修対応期間」　ＬＥＤトンネル照明灯具の無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間を記述する。

② 維持管理性「ＬＥＤモジュールの定格寿命、制御装置の期待寿命（基本照明)」

灯具のタイプ別にＬＥＤモジュールの定格寿命60,000時間以上、制御装置の期待寿命60,000時間以上に対して長寿命の提案を記述する。

③ 維持管理性「ＬＥＤモジュールの定格寿命、制御装置の期待寿命（入口照明)」

灯具のタイプ別にＬＥＤモジュールの定格寿命40,000時間以上、制御装置の期待寿命40,000時間以上に対して長寿命の提案を記述する。

④ 維持管理性「灯具数」　ＬＥＤトンネル照明灯具の工事全体数量を記述する。

⑤ 維持管理性「全灯具の消費電力」　電気料金算定書に基づき計算された電気使用料（円／年）を記述する。

⑥ 維持管理性「維持管理に対する工夫」

点検、清掃頻度の低減、点検時間の低減、セルフチェック機能、点検が容易になる工夫､灯具別点灯時間の平準化など、維持管理の効率化に資する提案を記述する。

・性能、機能の向上

⑦ 性能、機能の向上「均斉度（総合均斉度)」　基本照明の総合均斉度の基準0.4に対して高い提案を記述する。

⑧ 性能、機能の向上「均斉度（車線軸均斉度)」　基本照明の車線軸及び外側線均斉度の基準0.6に対して高い提案を記述する。

・社会的要請への対応

⑨ 安全性「工事目的物に対する安全対策」

提案された工事目的物に対する安全対策(経年劣化などによる破損、落下などに対する対策)を記述する。

⑷ 評価指標　①～③、⑤、⑦、⑧の評価指標は、最も優秀な提案値を「満点」、標準案を「０点」とする。④の評価指標は、最も優秀な提案値を「満点」とする。⑥、⑨の評価指標は以下の通り。

優　法令、道路照明施設設置基準、中日本高速道路株式会社設計要領等の一般的基準による事項に加え、標準案に対し提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

良上　良に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。

良　法令、道路照明施設設置基準、中日本高速道路株式会社設計要領等の一般的基準による事項に加え、標準案に対し提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。